



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）7月18日  
第1755号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 告 示 】

310 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）	（納税課）	1
311 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	1
312 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定	（指導監査課）	2
313 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	（指導監査課）	2
314 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課）	2
315 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の変更の届出	（障害者支援課）	3
316 和歌山城ホールの附属設備等利用料金（令和3年告示第352号）の一部改正	（文化振興課）	3

### 【 公 告 】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	6
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	7

### 【 教育委員会告示 】

11 教育委員会の招集	（教育政策課）	7
-------------	---------	---

### 【 企業局告示 】

23 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始	（企業総務課）	8
-------------------------------	---------	---

## 【 告 示 】

### 和歌山市告示第310号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和5年7月18日揭示済）

### 和歌山市告示第311号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
13729 05545	株式会社ウィズ ユ－	デイサービスティールーム 東京都八王子市千人町2-18-3 -102	予防給付型通所 サービス	令和5年6月 30日
28711 03541	株式会社リライ フパートナー	リハプライド・宝塚米谷 兵庫県宝塚市米谷2-2-38	予防給付型通所 サービス	令和5年6月 30日
28730 04739	有限会社すこや か	すこやかデイサービスセンター 兵庫県尼崎市杭瀬南新町2-1-1 5-101	予防給付型通所 サービス	令和5年6月 30日
30714 01248	株式会社エム・ オー・エヌ	ブレス 和歌山県海南市岡田21番地 2F	生活支援型訪問 サービス	令和5年6月 30日

(令和5年7月18日揭示済)

**和歌山市告示第312号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定をしたので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14537	株式会社KINJ ITO	訪問介護事業所ナンバーワンふじと台 和歌山市中572-19	訪問介護	令和5年7月 1日

(令和5年7月18日揭示済)

**和歌山市告示第313号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01720	株式会社エム・オー・エヌ 和歌山県海南市岡田21番地 2F 上野敬大 和歌山市井辺197番地12	デイサービス さやか 和歌山市布引 935-1	地域密着型通所 介護	令和5年7月 1日

(令和5年7月18日揭示済)

**和歌山市告示第314号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
-------	----------	-------------	---------	-------

業者番号	の名称又は氏名			
30701 14537	株式会社KINJ ITO	訪問介護事業所ナンバー ワンふじと台 和歌山市中572-19	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年7 月1日
30901 01720	株式会社エム・オ ー・エヌ	デイサービスさやか 和歌山市布引935-1	予防給付型通所サービス	令和5年7 月1日

(令和5年7月18日掲示済)

## 和歌山市告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション みちラボ和歌山	和歌山市鳴神12 04-2 アルコ バレーノ1C	和歌山市太田3丁目 7-24	和歌山市鳴神12 04-2 アルコ バレーノ1C	令和5年6 月15日

(令和5年7月18日掲示済)

## 和歌山市告示第316号

和歌山城ホールに係る令和5年8月1日以後の利用料金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山城ホールに係る利用料金の額（令和3年告示第352号）の一部を次のように改正し、和歌山城ホール条例（令和元年条例第44号）第11条第4項の規定により告示する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 附属設備等利用料金の表を次のように改める。

## 1 附属設備等利用料金

区分	品名	単位	利用料金			
			大ホール	小ホール	展示室、リハーサル室及び楽屋	大ホール等以外の施設
(1) 舞台設備	音響反射板	1式	8,800 円			
	能舞台（輸送費別途）	1式	6,600 円			
	所作台	1式	6,600 円			
	花道用所作台	1式	2,200 円			
	オーケストラピット	1式	5,500 円			
	エプロンステージ	1式	5,500 円			
	ドライアイスマシン	1台	3,300 円	3,300 円		
	ドロップ	1張	3,300 円	3,300 円		
	日舞団	1式	3,300 円			
	仮設鳥屋囲（揚幕込み）	1式	2,200 円			
	金屏風	1双	2,200 円	2,200 円	2,200 円	730 円
	銀屏風	1双	2,200 円	2,200 円	2,200 円	730 円
鳥の子屏風	1双	1,650 円	1,650 円	1,650 円	550 円	

紗幕	1張	1,100円			
花道用パネル	1式	550円			
演台	1卓	550円	550円		
司会者台	1卓	320円	320円		
平台	1台	220円	220円	220円	
緋毛せん	1枚	220円	220円	220円	70円
舞台用花台	1台	110円	110円	110円	40円
花瓶	1個	160円	160円	160円	50円
ホワイトボード	1台	420円	420円	420円	
式次第	1台	420円	420円	420円	
めくり台	1台	110円	110円	110円	40円
指揮台及び譜面台	1式	550円	550円	550円	
演奏者用譜面台	1台	50円	50円	50円	
譜面灯	1台	50円	50円	50円	
テーブルクロス	1枚	320円	320円	320円	
長テーブル	1卓	110円	110円		
表彰盆	1枚	110円	110円	110円	40円
抽選箱	1個	110円	110円	110円	40円
補助ペダル	1台	110円	110円	110円	
ピアノ用いす	1脚	50円	50円	50円	
コントラバス用いす	1脚	50円	50円	50円	
舞台用いす	1脚	50円	50円		
長座布団	1枚	110円	110円	110円	40円
高座用座布団	1枚	50円	50円	50円	20円
上敷	1枚	50円	50円	50円	20円
そでパネル	1枚		220円		
(2) 天井反射板ライト	1式	4,000円	2,200円		
照明設備	アッパーホリゾンライト	1式	3,300円		
	ローアホリゾンライト	1式	1,760円	1,100円	
	センターピンスポットライト	1台	2,750円	2,750円	
	コンダクタースポットライト	1台	320円		
	第1シーリングライト (1.5kW)	1式	2,750円		
	第1シーリングライト (1kW)	1式		1,650円	
	第2シーリングライト (1.5kW)	1式	2,750円		
	プロセニウムサスペンションライト	1式	2,200円		
	第1・2・3サスペンションライト	1式	2,200円	1,320円	
	第4サスペンションライト	1式	2,200円		
	フロントサイドライト 上段	1式	1,650円	1,420円	
	フロントサイドライト 下段	1式	1,650円		
	第1・2・3ボーダーライト	1式	1,100円		
	ミラーボール (直径60cm) 吊	1台	1,100円	1,100円	

	型					
	ミラーボール（直径30cm）吊 型	1台	550円	550円		
	ミラーボール（直径30cm）置 型	1台	550円	550円		
	フットライト	1式	660円			
	移動用フットライト	1式	550円	550円		
	エフェクトスポットライト	1台	550円	550円		
	スポットライト（1kW）	1台	320円	320円	320円	
	スポットライト（0.5W）	1台	220円	220円	220円	
	パーライト（1kW）	1台	320円	320円	320円	
	パーライト（0.5W）	1台	220円	220円	220円	
	エリプソイダルスポットライ ト	1台	320円	320円	320円	
	エリプソイダルスポットライ ト先球	1台	110円	110円	110円	
	エフェクトマシン	1台	550円	550円		
	波マシン	1台	550円	550円		
	ディスクマシン	1台	110円	110円		
	カラーフィルター	1枚	110円	110円		
	先玉	1台	110円	110円		
	ハイスタンド	1台	50円	50円	50円	
	三足スタンド	1台	50円	50円	50円	
	丸ベーススタンド	1台	50円	50円	50円	
(3) 音響設 備	拡声装置	1式	3,300円	2,200円	1,100円	360円
	移動型音響調整卓	1式	2,200円	2,200円	2,200円	
	ステージスピーカー	1台	3,300円	2,200円		
	移動型スピーカー	1台	2,200円	2,200円	2,200円	
	モニタースピーカー15インチ	1台	1,650円			
	モニタースピーカー12インチ	1台	1,100円	1,100円	1,100円	
	モニタースピーカー8インチ	1台	860円	860円		
	モニタースピーカー5インチ	1台	550円	550円		
	固定はね返りスピーカー	1式		1,100円		
	音声中継回線	1本	2,200円	2,200円		
	録音料	1式	2,200円	2,200円		
	CDプレーヤー	1台	1,650円	1,650円	1,650円	550円
	メモリーレコーダー	1台	1,650円	1,650円	1,650円	
	MDプレーヤー	1台	1,650円	1,650円		
	カセットデッキ	1台	1,650円	1,650円		
	ワイヤレスマイク（ハンド）	1本	1,100円	1,100円	860円	280円
	ワイヤレスマイク（タイピン）	1本	1,100円	1,100円	860円	280円
	3点つりマイク装置	1式	1,100円	1,100円		
	ステレオマイクロホン	1本	1,100円	1,100円		
	コンデンサーマイク	1本	860円	860円	860円	
ダイナミックマイク	1本	550円	550円	550円	180円	

	マイクスタンド床上型	1本	220円	220円	220円	70円
	マイクスタンド卓上型	1本	220円	220円	220円	70円
	マイクスタンドブーム型	1本	220円	220円	220円	70円
	フェーダーボックス	1台	550円	550円	550円	
	ダイレクトボックス	1台	550円	550円	550円	
	移動型音響セット	1式			2,200円	730円
	ポーダブル音響セット	1式			660円	220円
(4) 映写設備	プロジェクター	1台	6,000円	6,000円	2,000円	660円
	スクリーン	1式	1,650円	1,650円		
	移動型プロジェクター	1台	1,100円	1,100円	1,100円	360円
	移動型スクリーン	1台	220円	220円	220円	70円
	BDプレーヤー	1台	1,650円	1,650円	1,650円	550円
	スイッチャー	1台	1,100円	1,100円		
	映像回線（大ホールと小ホールを回線で繋ぐ場合）	1本	1,100円	1,100円		
(5) 楽器	グランドピアノ（スタンウェイD274）	1台	11,000円	11,000円	11,000円	
						(リハーサル室のみ)
	グランドピアノ（ヤマハCFX）	1台	8,800円	8,800円	8,800円	
						(リハーサル室のみ)
	グランドピアノ（カワイKG8C）	1台			1,100円	
						(リハーサル室のみ)
	グランドピアノ（ヤマハC7X）	1台			5,500円	
						(展示室のみ)
	アップライト（ヤマハYUS5）	1台				360円
	ティンパニー	1式	2,200円	2,200円	2,200円	
(6)	特殊電源使用（仮設分電盤）	1盤	1,100円	1,100円	1,100円	360円
(1) から(5)までに掲げる以外のもの	持込器具	1kW	110円	110円	110円	40円
	特設用展示パネル	1枚	110円	110円	110円	40円
	ショーケース	1台			550円	180円
	彫刻台	1台			110円	40円
	花台	1台			110円	40円
	長テーブル（外用）	1卓			110円	
	いす（外用）	1脚			50円	

(令和5年7月18日揭示済)

## 【 公 告 】

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市西浜字大浦ノ坪1136番6

和歌山市西浜字大浦ノ坪1136番8

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年7月18日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年7月13日 和建指第2732号	和歌山市新在家字得津 97番1、97番3	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介	6.00m ×76.26m 76.26m

（令和5年7月18日揭示済）

## 【 教育委員会告示 】

### 和歌山市教育委員会告示第11号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年7月18日

和歌山市教育委員会

教育長 阿形博司

1 日時 令和5年7月20日（木） 午後6時から

2 場所 和歌山市西汀丁29番地

教育文化センター2階 第2会議室

3 事案

(1) 6月定例会市議会について

(2) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について

(3) 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(4) 和歌山市社会教育委員の委嘱について

(5) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について

(6) 令和6年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について

(7) その他

（令和5年7月18日揭示済）

## 【 企 業 局 告 示 】

## 和歌山市企業局告示第23号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

## 1 公共下水道の供用開始

## (1) 供用を開始すべき年月日

令和5年8月1日

## (2) 下水を排除すべき区域

ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域

和歌浦中2丁目の一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

堀止西2丁目、今福4丁目、松ヶ丘2丁目、黒田、鳴神、三葛の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

松江北1丁目、松江中2丁目、松江西1丁目、野崎、本脇、西庄の各一部

## (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

## (4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 和歌浦中2丁目、堀止西2丁目、今福4丁目、松ヶ丘2丁目、黒田、鳴神、三葛、松江北1丁目、  
松江中2丁目、松江西1丁目、野崎、本脇、西庄の各一部

## 2 終末処理場による下水の処理の開始

## (1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和5年8月1日

## (2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

## (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市塩屋5丁目3番41号 和歌川終末処理場

イ 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

ウ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和5年7月18日揭示済)